

アマルティア・センの正義論

— 潜在能力の平等と共感、公共的推論

“‘Idea and Theory of Justice’ by Amartya Sen
— Equality of Capability and Compassion, Public Reasoning”

柴田 謙治

Kenji SHIBATA

はじめに — なぜ「アマルティア・センの正義論」に着目するのか

筆者が本稿でアマルティア・センの正義論について執筆した動機は、今日の地域福祉論で「支えあい」（互酬）は定着しつつあるものの、「人権」や「権利性」という理論的な立脚点を欠いては、地域福祉論は「相互扶助」の域に留まってしまう、という危機感である。ただし今日では、行政の計画化と、多様な主体が参加して計画が策定される「公共的な計画策定空間と過程」が進展しており、そこに法律解釈に基づいた「権利論」を提起しても、議論がかみあわないおそれがある。そのため筆者は、法律解釈に基づいた「権利論」以前に、価値観や思想に基づいた「権利性」の考察を重視し、権利の根拠となる「正義」について探求してきた。

伝統的なフェビアン主義やマルクス主義、新自由主義の福祉国家論は、いずれも自らの理論の正統性を主張する面をもち、それぞれの理論はそこに含まれる権利観の正統性を主張してきた。しかし社会思想が「公共性の時代」に入ると、特定の福祉国家論や福祉への権利論が絶対的な正しさをもち、「正義」とみなされるのではなく、異なる思想間の批判

的な交流や対話により「正義」が導かれる、という論調が求められるようになった。筆者はロールズを経て、センの正義論を読み進めるうちに、センの正義論には「公共性の時代に対応する多元主義的福祉国家論」を構想するヒントが含まれている、と感じるようになった。このような理由により、本稿は執筆された。

センの研究分野の核心は、厚生経済学と社会的選択理論の深化・革新・適用であり、倫理学、道徳哲学、開発経済学にも貢献した（鈴木・後藤 2001：9）。なお、本稿はセンの著作と関連する著作に基づいた理論研究であり、事例研究や統計研究のような倫理的配慮は求められないが、それ以外の研究倫理に関わる項目についても、違反しないように配慮して記述された。

第1節 センの理論の再確認

(1) 本稿で取りあげないセンの理論—社会的選択の理論とパレート最適、厚生経済学

①本節の構成

センの理論のうち重要ないくつかの論点についての知識がなければ、セン正義論を理解することはできないため、本節では、鈴木興

太郎・後藤玲子『アマルティア・セン—経済学と倫理学』（実教出版, 2001年）を参考にし、センの著作を引用して、センの理論を再確認したい。同書において鈴木・後藤はセンの理論について、「第1章 プロローグ センのプロフィールと本書の概要」「第2章 厚生経済学と社会的選択の理論」「第3章 不平等の経済学と倫理学」「第4章 厚生主義・権利・自由」「第5章 厚生経済学の新構想」「第6章 潜在能力アプローチ」「第7章 自由と発展のためのパースペクティブ」「第8章 社会的選択理論の再構成」「第9章 エピローグ」という構成で論じている。本節では、紙幅の制約により、「(1) 本稿で取りあげないセンの理論」, 「(2) 平等・不平等の問い直しと人間の複数性, 『潜在能力の平等』の提案」, 「(3) 『哲学』や『考え方』としての潜在能力アプローチ」, 「(4) 成果と手段, 自由の峻別と『行為主体としての自由』」, 「(5) 共感, コミットメントとアイデンティティの複数性」, 「(6) 『福祉的自由』についての権利の定式化と公共的討議, 価値の多元性」という構成で、センの理論を再確認したい。

②本稿で社会的選択論を掘り下げない理由
センの研究で「社会的選択論」は重要である。社会的選択論とは、個人的選好順序の組み合わせから社会的選好順序を導き出す理論であり、センは社会的選択論についてアローを用いて「個人的選好順序の組み合わせが特定化されるならば、社会的選好順序は完全に決定されなければならない。順位づけ関係とは、 x と y が少なくとも同じくらいよく、かつ、 y と z が少なくとも同じくらいよいならば、 x と z は少なくとも同じくらいよくなければならない」という例により、説明した（Sen 1970=2000: 4-5）。しかし社会的選択論の公理を用いた集計的アプローチは、マイ

ノリティで、自らの選好や選択を社会に反映することが困難な人たちにかかわる社会政策論や福祉国家論の目的や研究方法とは、異質であり、接点は乏しい。そのため本稿では、社会的選択論については論じない。

センの社会的選択論の基になったのは、ケネス・アローの理論である。鈴木・後藤によるとアローの分析は、個人が表明する選好順序を集計して社会的選好順序を形成するプロセスやルールの形式的構造に関心を絞ったものであり、個人の選好の根拠は分析対象にしていない。そして何に対する選好か—商品への嗜好か政治家への投票か福祉政策への判断か—は不問とされており、センはアローの分析が選好の内容を識別していないことを批判していた（2001: 141, 143）。そもそも社会政策論や福祉国家論においては「選好の内容」に基づく選択肢のいずれを選ぶかが争点となるため、社会的選択論とは隔たりがある。

センは『合理的な愚か者』（勁草書房, 1982=1989年）において「囚人のディレンマ」から、両人が契約を結ぶという強制力があると、契約を守ることで望ましい結果を得ることができる。しかし強制力がないと契約を破ることがそれぞれの利益に適うため、合理的にふるまう結果望ましい状態を得られず、契約が不在の時の個人的な合理性が集団的には望ましくない結果を産み出すこともある、という社会的選択論を用いた集合的行動の矛盾を示した（Sen 1982=1989: 19）。

センはこの社会的選択論の矛盾を用いて、道徳的推論と合理的行動の間にも葛藤があるが、全員が後者よりも前者を優先する場合には、全員がより望ましい状態になるという、社会的選択論の新たな知見を示した。つまり囚人のディレンマの強制力を「互いに同じことをするであろう」という選好（保証による選択）に替えると、保証だけでふさわしい

行為を選択し、契約を破ろうとする誘惑は存在せず、望ましい結果を得られることになる（Sen 1982=1989：21-2）。

集合選択の理論は個人的選好の集合から社会的選好を導出することのみ関心をもつため、個人的選好それ自身の形成にまで踏み込む必要はない、という主張もあるが、センはそのような主張の理論的視野の狭さを指摘した。個人的選好の内容についても、個人の好みだけでなく、個々人が他者の立場に身を置くことを試みた場合の個人的選好との区別は重要であり、自己利益の追求という経済学の仮定のみで、個人間の相互依存性を排除してはいけいのである。例えば、各人が「他人を考慮する選好」をもっているかのようにふるまえば、個人的合理性に基づいてふるまうよりも、より望ましい状態を得られることもある。また、個人的な選好に対応する利害関心を持つ人たちが「他人を考慮する選好」に従って行為するように説得されるならば、あらわれる選好と厚生は分裂し、道徳が選好と厚生の間にくさびを打ち込むことで、社会的に望ましくない状態を避けることができるかもしれない（Sen 1970=2000：8-9, Sen 1982=1989：23-5）。

②パレート最適を掘り下げない理由

集合選択の理論では、「パレート最適」が重要な役割を果たすが、本稿ではこの全員一致的な想定による理論が、少数派の立場に立つ社会福祉学と相容れないため、本稿では以下の記述以上にはふれない。

パレート最適とは集会的選択ルールと呼ばれ、合意や多数決、全員一致にかかわる。「社会の全成員が一致してある社会状態を選好するならば、社会全体にとってもその状態を選択するのがより望ましいと判断されねばならない」という「パレート原理」は、社会状態

を評価するのに広く用いられるが、「この成り行きを各個人が自由に決定すべき、何らかの私事が存在しており、それらの間の選択に関しては、各人がより望ましい選択肢だと思ふことが、社会全体にとってもより望ましいと受け止められなければならない」という「個人的自由の容認」との間にコンフリクトが生じる余地がある（Sen 1970=2000：31-3, 1982=1989：36）。パレート原理がもつ「多数派の論理」に近い性質は、少数派の尊重を試みる社会福祉学とは異質のように感じられる。

セン自身も、パレート最適の問題点について、十分に意識している。センはアローの定理の検討を通じて、リベラルな価値観を貫こうとすると、個人の自由はパレート原理と衝突し、パレート最適性の固守を放棄しなければならなくなる、という教訓を得た。そしてどのような状況で選択がなされようとしているのかを無視して、パレート・ルールを機械的に適用するのは問題がある、と指摘し、「ある人びとは贅沢を楽しみ、残りの人々は飢えかけているという場合ですら、パレート最適といえる」ため、社会や経済はパレート最適であり、かつ唾棄すべきものである、ということも起こり得ると述べ、パレート最適性と過度に関わることの危険性に警鐘を鳴らしていた（Sen 1982=1989：11, 42, 1970=2000：30-1）。

とはいえセンは「パレート原理は疑問に付されてもよいと思われるが、一方で、それを捨てるにはかなりの注意深さが必要であると思われる」（Sen 1970=2000：105）と述べ、慎重なスタンスを崩さない。それ故に筆者も、パレート原理にはこれ以上ふれずに、パレートの全員一致という想定は、福祉の利用者がおかれた選択肢の乏しい状況や、少数派の立場とは議論がかみ合わないため、社会福祉学

とはなじみにくいことを指摘するのにとどめたい。

③厚生経済学を掘り下げない理由

鈴村・後藤によると、経済学で資源配分の問題を取り扱うミクロ経済学には、「事実解明的アプローチ」と、経済の制度的仕組みはいかにあるべきかという問題を取り扱う「規範的アプローチ」が含まれ、後者を推進するアプローチが厚生経済学である。厚生経済学は前述の社会選択の理論と密接にかかわりつつ、経済のあるべき制度的仕組みを公理主義的な理論により特徴づけるものである（鈴村・後藤2001：10）。

上述の「規範的アプローチ」としての性格について、センは以下のように述べている。

「厚生経済学は政策の提言にかかわる。それは、『社会状態 x と y の間で選択を行うならば、 x が選択されるべきだ』というような結論にたどり着くための方法を探求している。厚生経済学が『価値自由』ではありえないことは明らかである。なぜならば、厚生経済学が目的とする提言自体が、価値判断だからである」（Sen 1970=2000：71）

とはいえ厚生経済学には、序数主義・集計主義という傾向がみられるため、それを越えた、個人の多様性に配慮した理論が必要である（鈴村・後藤2001：145）。それゆえに筆者は、厚生経済学の「選好の組み合わせによる方程式」やランクは、「選好」という名の選択肢が乏しい人とかかわる社会福祉学と接点を持ちにくいと考え、本稿ではこれ以上厚生経済学にはふれない。

(2) 平等・不平等の問い直しと人間の複数性、「潜在能力の平等」の提案

①「何の平等か？」を問い直す

社会福祉学は貧困（the poor）から出発し、貧困層と全体社会とのかかわり（poverty）、そして不平等（inequality）へと視野を拡張してきたため、社会福祉学において「不平等」とは望ましくないものであり、社会保障制度によって縮小されなければならない、という暗黙の了解や前提が存在したのかもしれない。この場合、「不平等」とは所得を中心とすることも、暗黙のうちに前提とされているであろう。センは「不平等の経済学（“On Economic Inequality”）」において、経済的不平等について、不平等を測定するためには客観性と規範性の両方が必要であると述べ、ジニ係数や相対的平均格差を用いて不平等を測定した。またセンは、功績よりも必要度の観点から、不平等評価の分析をおこなった（Sen 1997=2000：37, 41, 120）。

しかしセンは、ある変数に関する平等は他の変数に関する不平等を伴いがちなため、どのような視点を採用すべきかについて決断をしなければならないと述べ、「何の平等か？」という問いを提起している。この問いは「基礎的平等を求めるべき変数は何か」という問いと同じであり、リバタリアンは権利や自由の平等を、古典的な功利主義者は効用の平等を、厚生平等主義者は厚生水準の平等を、所得平等主義者は所得の平等を求めている、と言える。福祉国家の所得再分配機能による所得の平等化を否定するリバタリアンは、所得の平等よりも「自由の平等」を促進する社会制度を求めている。また、与えられた均質的なケーキを人々の集団に切り分けるといふ「純粋な分配問題」に注目する功利主義的な平等は、多様性を無視し、低い効用しか得られない人を不利にする、という性質をもつが、ある変数の平等を追求するためには、それによって他の不平等を正当化することも含

めて、自由と平等について「誰の自由か」、「どの程度の自由か」、「どのように分布した状態はどの程度平等か」を論じなければならないことを示唆している。平等な所得分配のもとでも、福祉（well-being）や自由が不平等なこともあり得るなど、それぞれの理論が一つの変数を中心的なものと見なして平等を求めることは、他の変数についての平等の要求と矛盾し、他の変数を周辺的なものとして不平等を受け入れることを意味する。つまり争点は、「何を中心的な社会的取り決め」とするからである（Sen 1992=1999：26-8, vii-ix, 1982=1989：225, 227, 232）。

そのうえでセンは、「福祉の経済学—財と潜在能力“Commodities and Capabilities”」において、自らが重視する変数について、以下のように述べている。

「私は、（「実質所得」の評価におけるように）富裕に焦点をあわせたり、（伝統的な「厚生経済学的」枠組みにおけるように）効用に関心を集中したりする従来の標準的アプローチを批判し、ひとが機能する潜在能力、すなわちひとをなしうるか、あるいはひとがどのような存在でありうるかという点にこそ関心を寄せるべきだと主張したい」（Sen 1985=1988：iv）

「福祉とはひとが個別的に達成するもの—彼／彼女が実現に成功する『生き方』の評価に他ならない。これに対して優位とは、ひとが直面する真の機会集合をとらえる概念である。この見解によれば、優位を達成するためには、実現された唯一の生き方を評価するに留まらず潜在的に達成可能な生き方の集合を評価しなくてはならない」（Sen 1985=1988：73）

②人間の複数性、多様性

「何の平等か？」という問いの重要性は、自然的・社会的環境や年齢、性別、身体的・知的能力などの個人的特徴といった人間の多様性から生じるものであり、それゆえに平等を判断する時には、変数は複数存在し、①人間の多様性、②平等を判断する際に重要になる領域の複数性（所得や富、効用、自由、基本財や潜在能力などの、比較の対象になる変数）について考慮する必要がある（Sen 1992=1999：x, 1, 25, 209）。

しかし「人間の複数性、多様性の提起」だけでは不可知論に陥りかねない。そのためセンは、平等の判断とはある人の特定の側面を他の人の同じ側面と比較することでおこなわれるものであり、不平等の判断は比較を行う変数の選択に依存している、と述べ、ある領域における平等は、他の領域における不平等をもたらしこともある、という事実を受け入れた。そして、全ての多様性に配慮するならば混乱に陥りかねないため、実践的な必要から、特定の多様性に目をつぶり、より重要な多様性に注目することを提起している（Sen 1992=1999：2, 189）。

③「潜在能力の平等」の提案

それでは、どの変数に着目すればよいのか。センは基本財に注目したロールズ的な平等について、人間存在の多様性に注意を払っていないという限界を指摘した。セン自身も貧困の測定において、「貧困者の認定（定義）」、「認定された人の統計の集計による貧困の総合的指標の提示（集計）」、「分配面への配慮（貧困者たちの間に見られる所得分布）」という三つの側面が存在することを示し、従来のヘッド・カウントや所得ギャップ比率による貧困測定に加えて、「より所得が低い人は、より厚生が低い」という公理を導入する、と

いう貢献を果たしていたにもかかわらず、所得を中心とすることの限界を指摘したのであった（1982=1989：249，1992=1999：163-5，1992=1999：172，鈴木・後藤2001：210）。

むしろセンは貧困の測定において、個人の身体的な特徴や社会環境によっては、同じ所得でも貧困に陥る危険性が異なるなど、所得水準の不平等以外の課題にも着目し、貧困の尺度が所得のみに基づくことの妥当性に疑問を提起した。そしてセンは、年齢や障害、病気など所得を得る能力を低下させるハンディキャップが、所得を潜在能力（capability）に変換することを困難にすることもするため、貧困を「最低限の水準に達するのに必要な基本的潜在能力が欠如した状態」と再定義し、基本的な潜在能力の平等を提案した。標準的な財が多様で多い先進諸国では、一般的機能を満たすのに必要な財の要求水準は高いため、貧困者はこのようなハンディキャップを抱えていることが多い。そして所得で測った相対的な貧困が、潜在能力における絶対的な貧困をもたらすことがある（Sen 1992=1999：36，168，173，177，179-80，251，1）。

(3)「哲学」や「考え方」としての潜在能力アプローチ

①潜在能力アプローチの概要

センの理論の中心の一つである「潜在能力アプローチ」は、上述のような文脈で提唱された。このアプローチを用いるならば貧困を、福祉水準が低いということだけでなく、経済的資源が不足しているために福祉を追求する能力が乏しいということに、拡張して捉える事ができる。鈴木・後藤は、このアプローチの三つの支柱として、「機能」、「潜在能力」、「選択基準としての評価」を挙げている（2001：185）。

センによると個人の福祉は、機能（の組み合わせ）から構成される「生活（の良さ）」として把握することができ、機能と関連するのは、「様々なタイプの生活を送る」個人の自由を反映する潜在能力である。したがって個人の福祉は、「福祉を達成する自由や機会（手段）」を構成する「潜在能力」と、達成された機能との結びつきとして考えられる。資源や所得は福祉を達成する道具や手段だが、潜在能力はそれにとどまらず、自由や選択の機会として福祉の増進に貢献する。機能は福祉の構成要素であり、潜在能力は福祉の構成要素を追求する自由を反映している。潜在能力は自由を達成する手段ではなく、自由そのものに着目する。財と特性は機能に先立ち、効用は機能の後にくる。効用は、物理的条件を無視して精神的な態度に全面的に基礎を置き、生き方の比較の評価を無視するが、機能の指標は福祉を表すものであり、機能アプローチでは欲求の前に評価がある。この「福祉の達成」と「自由や選択肢の存在」に着目したアプローチの利点は、食べ物がなくて「飢えること」と自らの意思で行う「断食」との違いも、峻別できることである（Sen 1992=1999：59-62，70，73，Sen 1985=1988：22，34，41，49）。

②潜在能力アプローチの情動的基礎による限界

センは、人々が達成する潜在能力の絶対的な水準を、資源配分によって平等化する「達成の平等」のための資源配分を提案した。しかし鈴木・後藤によると、潜在能力アプローチには「評価」にかかわる主観性の問題があり、個人は自己の目的だけでなく、社会的な観点に立って評価や判断方法を形成することももある。そして社会的な観点に立って「達成の平等」のための資源配分を提案するためには、

機能のリストについての広範な同意が必要だが、センは説得的な機能のリストを完成させていない（2001：194，178-9）。

そもそも人々が平等に関する変数を選択することについて合意する際には、選択された変数の「情動的基礎」の妥当性が重要な論点となり、変数に真とされる情報に基づいて評価と判断がおこなわれるべきである。ただしデータの制約により「実際に達成された福祉」の評価が困難なこともある（Sen 1992=1999：27，115，75）。

潜在能力アプローチについては、このような情動的基礎の限界もあって、貧困研究で用いられる「実証的概念」というよりは、「哲学」や「考え方」として認識する方が適切かもしれない。そして“capability”よりも“potential”として誤解されやすい「潜在能力」という訳語についても、見直しが必要なものと思われる。これについて筆者は、一定の所得を用いて「できるはずであったこと」と緩やかに考えたい。

(4) 成果と手段、自由の峻別と「行為主体としての自由」

①成果と手段、自由の峻別

筆者が潜在能力アプローチを測定に用いられる「実証的概念」ではなく、「哲学」や「考え方」として認識した理由の一つは、潜在能力アプローチは「自由」に着目し、公共哲学や正義論と切り結ぶように、議論の領域を拡張したことである。伝統的な貧困概念や貧困の測定は、資源や基本財の平等化という「成果」に着目しがちであったが、潜在能力アプローチは資源や基本財を「自由を達成するための手段」と位置づけ、それらを自由へと変換する能力には個人差があるため、資源や基本財の平等化と自由の平等化を峻別する必要があることを提起したのであった。

センは成果と自由の峻別について、以下のよう述べている。

「社会における人の立場は、次の二つの視点から評価することができる。すなわち、(1) その人の実際の成果と、(2) それを達成するための自由である。前者はわれわれが実際に達成した成果に関わっており、後者はわれわれが行う価値があると認めることを達成するために、実際にどれだけ機会が与えられているかに関わっている。両者は必ずしも一致するわけではない」（1992=1999：47）

実は、功利主義や社会的厚生関数は成果に焦点を当てる傾向があり、自由は間接的にしか評価されなかった。それ故にセンは、資源や基本財を自由へと変換する能力の差に着目し、資源や基本財の所有の平等化が必ずしも実質的な平等化を意味しないことに立脚して、評価の焦点を成果だけでなく、自由も含めて拡張したのであった。センは政治的自由、経済的便宜、社会的機会、透明性の保証、保護的保障という自由に注目し、貧困概念に行為主体的自由の制約や選択可能な機能の制限という「福祉的自由の剥奪」を追加した。センによると、疾病や飢餓などを評価する際には、福祉の格差だけでなく、自由の格差も視野に入れられなければならない（1992=1999：4，8-9，鈴木・後藤2001：225-6）。

②福祉的自由と行為主体的自由

成果と自由の峻別は、「福祉的自由」と「行為主体的自由」を峻別する理論へと発展する。センは、人には福祉（well-being）の側面だけでなく、自分の福祉に結びつかなくても、追求する理由があると考える目標や価値を実現する「エージェンシー」の側面もある、と指摘し、主体的な行為者としての自由に着目

した。両者は異なるが、相互に深く依存しており、エージェンシーとして「達成したいことの実現や成功」と、そのために「その人が果たす役割や手段の実現や成功」を区別している。これは、達成された帰結に価値を見出すか、自分が果たす役割に価値を見出すか、という問題である（鈴木・後藤2001：222）。

この峻別から、「自由は福祉と対立するか（「より大きな自由は常に望ましいものである」という命題は正しいか?）」という疑問が導き出される。この疑問への回答は、単純ではない。第一に、自らの意思（自由）により、犯罪を止めようとして怪我をする（福祉が低下する）場合を想定すると、両者はいつも同じように動くとは限らず、対立することもある。第二に、ある医者が、貧しい国で働こうという気持ちはある（それを実現できるとその医者の福祉は低下する）が、その機会がない（つまり自由は少ない）場合もある。このケースでは、自由が少ないことでその人の福祉は増大し、自由が増えることでその人の福祉は減少するため、「あるタイプの選択の幅が拡大することが、そこから直接予想されることとは反対の効果を引き起こすこともある」と言える。つまり、自由を「福祉を増大させるための自由」と解釈すると、「エージェンシー」の側面から自由を追求することで、福祉の水準が低下することもある、ということである。そこからセンは、自由と福祉は対立することもあり、その場合には「何についての自由か」が重要である、という結論を導き出した（Sen 1992=1999：91-2）。

ただし自由の中には、自分たちが直接コントロールできないものがあるが、公共的な選択に沿ってコントロールされるならば、コントロールはより大きな自由と力を与えてくれるため、自由は損なわれないこともある。この点については、後述したい（Sen 1992=

1999：91-2）。

(5) 共感、コミットメントとアイデンティティの複数性

①人間の行動の動機としての共感とコミットメント

行為主体的自由の提起は、経済学的な「人間の動機の想定」の見直しにつながる。鈴木・後藤によると、センは正統派の厚生経済学に対して、「選好・利害・厚生・選択」という異質な概念を混同し、その中でも「選好に過酷な重荷を担わせている」と批判し、厚生や効用という狭隘な情動的基礎に基づいた帰結主義に異議を唱えている。そしてセンは人間の行動の動機を、厚生主義の自己利益追求に限定するのではなく、人の「行為主体の側面」を重視し、他者への関心が直接に己の厚生に影響を及ぼす（他人の苦悩を知り、自分の具合が悪くなるため、一部利己主義も含まれる）「共感」と、自分の厚生に影響はないが、他人の苦しみを不正なことと考え、それを止めさせたい（そのためには、自らの厚生を低下させる場合もある）「コミットメント」の概念を示している（鈴木・後藤2001:23,165,Sen 1987=2002：82-3, Sen 1982=1989：133-4）。

センによると、経済学では人は自分の効用関数を最大化しようとしているとみなされ、消費に依存して選択がおこなわれると想定されるが、この「自己利益に基づく行動」には、人の厚生はその人の消費だけに依存する（そこには他者への共感や反感は含まれない）とする「自己中心的な厚生」だけでなく、自分自身の厚生や厚生への期待を最大化することを目標とする（他人の厚生を直接的に重要視しない）「自己厚生目標」、そして、自分自身の目標の追求から行動を選択する（他の人びともそれぞれの目標を追求しているた

め、各自の成功は相互に依存しているものの、それを認識することは各人が選択する行動に影響を与えない「自己目標の選択」という、異なる特徴が含まれる。「自分の利益を追求する」という行為にも、実際の厚生か期待値か、目標の選択か、という、異なる様相が内包されている、ということかもしれない（1987=2002：129-30）。

ここからセンは、倫理学へと議論を拡張する。倫理的な考慮によって、人は自分の厚生以外の目的を最大化することができ、その人の個人的厚生はその人自身の消費よりも広い基盤に基づくようになるかもしれない。そして倫理的な考察から他人に対する優しさや共感も含めることによって、上述の自己中心的行動の三つの構成要素を組み込みながら、経済理論の標準的な行動についての仮定から、議論を上げることができる（1987=2002：131, 139）。

鈴木・後藤は、センのこのような理論的な取り組みについて「行為の動機の重層性」と表現している。そしてセンによる新たな社会的選択理論においては、社会・経済システムを人間の主体的コミットメントによって合理的に設計することが可能であり、必要である。そして各個人の判断や評価により、意図していない帰結が集合的に実現する場合には、そのような事実を因果的な分析により、予測可能にすることが重要である（鈴木・後藤2001：164, 242-3）。

②アイデンティティの複数性

ただしコミュニタリアンは、このような社会的選択の情動的基礎や主体的コミットメントもまた、社会的に形成されたものであると批判するかもしれない。これに対してセンは、個人の行動を規制するさまざまな規範や価値の受容は、どの程度まで究極的に他者へ

の関心や社会的自我同一性の観念によって跡付けられるかを問題にしている。人が所属する複数の集団は、それぞれの「善」を共有しており、それが社会的自我同一性の描写を特徴づけるが、複数の社会的自我同一性による分裂や混乱もあり得るからこそ、主体的な選択や理性的活動が重要なのである（鈴木・後藤2001：246-9）。

特にセンは、欧米とイスラム圏の軋轢という文脈のなかで、文明による区分を用いて単純化して説明することが不正確であると述べ、アイデンティティがもつ、一つの集団への、強く、排他的な帰属意識が、その他の集団を隔たりのある異なった存在と感ぜさせ、殺人にもつながることを指摘している。そしてコミュニタリアンの一部が論じているように、運命づけられた、単一基準のアイデンティティを強調することに異議を唱え、好戦的なアイデンティティの勢力には、豊かさやぬくもりの源にもなる、複数のアイデンティティの力で対抗できると述べ、問題の多い世界で調和を望むうえで、人間のアイデンティティの複数性や論理的な思考が重要であることを、強調している（Sen 2006=2011：75, 19-20, 16, 35, 25）。

また差別という文脈からは、以下のような指摘も重要である。

「差別の根底にあるのは、不当な説明がなされることだけではない。おとしめられた側は相手から、単一のアイデンティティという幻想も押しつけられるのだ」（Sen 2006=2011：24）

「暴力を促進する好戦的な『技』は、原始的な本能を頼りにして、利用するものであり、それによって考える自由と冷静で論理的な思考の可能性を締め出す。だが、そのような技はある種の論理—断片的な論理—にも頼って

いることに、われわれは気づかなければならない」(Sen 2006=2011:243)

(6)「福祉的自由」についての権利の定式化と公共的討議、価値の多元性

①「福祉的自由」についての権利の定式化と公共的討議

鈴木・後藤によると、センの新たな社会的選択理論の構想においては、権利概念、特に「福祉的自由」の権利の新たな定式化が重要であり、そのためには福祉的自由の権利を規定するルールの社会的手続きの定式化と、福祉的自由の権利に関する潜在能力理論が要請する公正基準の明示が必要である。前者の定式化において、ルールの適正さは帰結的観点と手続き的観点から、個人によって公共的に判断される。帰結主義のみには批判もあるため、個人の権利の価値を主張することが重要だが、帰結主義を排除するのではなく、権利の総体的重みや優先性を考える倫理的作業が必要である(鈴木・後藤 2001:251, 254-5, 151-3, 255)。

そして鈴木・後藤によると、センは権利について、先験的に付与され、個人が自らの権利の規定に参加できない性質ではなく、諸個人の選好を集約して社会的評価が形成される社会的決定プロセスとして考えた。人は、自分自身のニーズについても熟知できないこともあるが、自己自身に関する評価主体でもあり、各人の判断に基づく公共的な了解と受容を社会的評価の基礎とするという枠組みが民主主義的な社会の基本原則であり、公共的討議や自己吟味を経て形成される、人々の社会的な判断が社会的決定のベースに据えられる必要がある(鈴木・後藤2001:252, 241, 162)。

②価値の多元性と人間の多様性

このようなセンの理論は、厚生主義を超えた「価値の多元性」を示している。センは特定の規範を明確にせず、価値について、一元的な考え方が必要であるという立場はとらない(鈴木・後藤2001:148, 154, 159, Sen 1987=2002:108)。その背景には、以下のような「人間の多様性」への眼差しがある。

「幅広い人間の多様性は、様々な問題の根源でもあるが、それはまた各々の違いを尊重する理由でもある。階級・所有・職業に見られる多様性をもつ普遍的な重要性を認め、それを踏まえた上で、われわれの送ることのできる生活や享受できる自由に影響を与えるその他の多様性まで視野に入れる必要がある」(Sen 1992=1999:194)

第2節 後藤玲子によるセンの正義論への導入

(1) センによる「手続き的正義論」の継承と拡張

①センによるロールズの「正義論」の発展 — 「手続き的正義論」という切り口

後藤玲子は、「正義論」においてロールズとセンを比較し、センがロールズの「正義論」を継承しつつ、ロールズの理論の個別的事情を切り捨てた抽象性に対して、センの実践的な議論がロールズ正義論を展開させてゆくと述べ、「ロールズとセンの理論的補完性」を指摘した(2002:iii, 21)。

正義論においては、規範的判断がある種の絶対性を持つために、判断同士の調整が困難であり、人々が社会の基礎構造を規定する正義の原理に合意できるか、という問題がある。ロールズはこのような問題を解決するために、正義の基本原則を正当化する根拠を、帰

結に関する道徳原理ではなく手続きの公正性に求める「手続き的正義論」を示して、立場の違う人でも合意可能な正義の原理を追求した。手続き的正義論には、帰結の空間で先験的に与えられた道徳律を満足するという意味で正義に適うと認める「完全な手続き的正義論」と、そのような前提を伴わない「純粋な手続き的正義論」があり、ロールズは後者に該当する。そしてセンは社会的選択の理論を拡張し、手続き的正義論を用いて、厚生主義的な帰結主義を重視する伝統的な規範的経済学を乗り越える可能性を追求した（鈴木・後藤2001：ii，268，136-8）。

②分配的正義と自由，平等—「手続き的正義論」の拡張

前述の「ロールズとセンの理論的補完性」とは、長期的、原理的なルールのレベルにおいて基本的諸自由の平等を保障するというロールズの議論を現実化するために、センは人々が有する個人的資質や能力の偏差に着目する「潜在的能力アプローチ」を有効で実行可能な方法として提起した、ということの意味する（後藤2002：21-2）。

基本的諸自由の平等を保障するためには資源配分が必要であり、「正義論」に適う資源配分をおこなうためには、公正なルールの下で資源配分をおこない、分配的正義を達成することが求められる。この資源配分の公正さ（公正な分配システム）は「公正の平等」とも呼ばれ、公正さはすべての個人の主観的選好を共通に無視する「私的目的を追求する個人の責任の問題」と、意思決定主体としての自律的人格概念を構成し、すべての個人の主観的選好を等しくカウントする「公共的ルールの社会的決定プロセスへの参加」の二つの観点を接合して判断される。換言すると、「公正の平等」とは、個々人の責任主体的な意志

の尊重と、個々人の境遇や意識を客観的に制約する自然的・社会的条件の相違を情報的基礎として資源配分のルールが決められ、社会的配分をおこなうことである（後藤2002：105）。

ロールズやセン、ドゥオーキンは分配的正義の理論について、①個人の機会や境遇を規定する自然的・社会的偶然の制度的なコントロール（平等の要請）、②価値や目的の多元性に起因する「意味」の多様性の尊重（市民的自由の要請）、③資源配分の公正さに関する個々人の規範的判断の相違の尊重（政治的参加の自由の要請）、という三つの要請を充たすべきである、という視座を共有している。また、①と個人の責任の尊重の、二つの要請の両立可能性に関心を寄せる「新しい平等主義」という立場もある（後藤2002：105）。

ただし自由の構成要件として市民的自由を主張する立場では、機会の平等を是認する政策は容認されるが、結果の平等については、個人の主体的意志による選択を妨げる介入となるため、是認されない。そのため自由と平等との関係は、機会と結果、偶然の影響を考慮すると、対立的することもあるが、個人の機会を縮減し、主体性を浸食するような社会的偶然を社会的に調整する積極的自由は求められるため、分配的正義を達成するために社会保障制度が重要になる（後藤2002：39，40）。

(2) 社会的・公共的決定と多元主義的福祉国家論

①福祉国家の分析視座

社会保障制度、あるいは福祉国家を分析する上で、後藤は「目標」「財の提供方法」「分配の公正基準」「システムへの参加資格」という四つの観点から、センの論考を紹介している。

まず「目標」について、センは異なる理由と観点を備えた諸道徳的判断の組み合わせに注目し、個別的観点・優先性・公共性を共通の特性とする個人の権利と他の社会的目標とのバランスを考慮する「秩序的な目標—権利システム」を構想した。構成員の権利や義務を定めるためには、権利の内実として、共同体の成員が共通して配分の対象とされる財のリストを特定化する必要がある。センはこの、社会的に対処すべきニーズと機能のリストについて、各々の社会や共同体ごとに各々の特殊性を考慮して確定されるべきものだと考え、個々人の価値や目的は多様でも、それらの実現のために必要な手段となる資源は個人間で重なりをもつことを指摘した（後藤2002：280, 107, 359）。

センの研究と論理は、特定の開発途上国や産業化された国にとどまらず、通文化的である（ただしそれぞれの国や共同体の歴史や個性を無視した「通文化的」ではなく、そのような多様性を尊重しつつ、共通する論理やプロセスをていねいに抽出している）。そのためにセンの福祉国家への言及では、「目標」についてのものが多いようで、後藤は「財の提供方法」については、カテゴリーによる差別化には理由が必要であること、「分配の公正基準」については、拠出と給付の関係について応能や貢献など異なる公正観があり、各々のシステムでは共同的な善の観念が同定され、それを基盤として必要や貢献の概念が生じることを紹介している。そして「システムへの参加資格」については、どのような範囲の人々の参加を認めるのが重要であり、正義に基づく視点を政治的決定に到達するプロセスにどのようにして組み込むかが問題になる、という見解を紹介している（後藤2002：361-3, 399）。

②社会的・公共的決定のプロセスと多元主義的福祉国家論の構想

価値の多元性を特徴とする民主主義社会では、いかなる方法で社会的決定をすれば良いかが中心的な問題となる。「社会的決定」には、個人が自己の利益だけを追求するのではなく、困難な状況にある他者についてどのように考え、決定するのかが求められる。

後藤によるとセンは、人が公共的判断を形成するプロセスについて、以下のような見通しをもっている（ただし以下は、筆者がセンの見解についての後藤の論考を要約したため、後藤（2002）と一致しない部分もある）。人は特定の他者の境遇を目の当たりにし、その声に耳を傾けた場合に、経験的・個別的な「共感」に留まらず、その他者と同様の境遇にある人々が共通に必要なものを、社会的に保障したいという願いをもつようになる（それを前述の「コミットメント」と呼んでもよいのかもしれない）。その過程において、人は特定の地域共同体や特定の組織に深く埋め込まれた自我を引き剥がし、異なるポジションやカテゴリーから問題を捉え返す場合もあり、その結果異なる集団間の根深い葛藤が、個人の自己同一性の問題として生じることもある。この、複数のカテゴリーやポジションに属し、複数の内的観点をもつ個人を媒介として、複数の集団が少しずつ重なり合いながら上位原理を共有し、上位原理を共有した集団がまた少しずつ重なり合いながら、高次原理を共有していく。ただし資源の制約により、社会的に保障すべき財の水準を見定める必要に迫られることもあり、「不偏性」も重要である（後藤2002：388, 249, 400-1, 398）。

筆者は、伝統的なフェビアン主義の福祉国家論に郷愁を感じる世代だが、今日の視点から考えると、伝統的なフェビアン主義やマル

クス主義、新自由主義のいずれにも、特定の（単一の）理論が正しいという含意が込められていたのかもしれない。しかし後藤によるとセンは、正義を「客観性」と「受容可能性」に分け、どちらかの立場のみからの正統化を批判した。そして後藤は福祉国家の「目標」について、個人の多様性に配慮した自立支援プログラムでも、個人の自立の促進が社会的目標として立てられた瞬間に、個人が社会的目標の達成の手段とされる危険性もあるため、社会的目標を「善そのもの」とするのではなく、多様な善の観念をもつ諸個人が共通に必要とする政治的・社会的基盤の整備に限定し、社会目標やルールの設定に個人が主体的に参加できるようなシステムの構築を提言した（後藤 2002：398, 379-80）。筆者が本稿を執筆したのは、センの「正義論」を学ぶことで、「公共性の時代に対応する多元主義的福祉国家論」を構想するヒントが得られるのではないかと、考えたからである。

第3節 センの正義論

(1) 正義論の二つの系譜—現実論の重要性

①正義論の二つの系譜—先験的制度尊重主義と現実論

センは「正義のアイデア」（2009=2011）において、18～19世紀のヨーロッパにおける啓蒙運動の時代には、正義の推論（reasoning）に関して、①先験的制度尊重主義（正義と不正義の相対的比較よりも、「完全なる正義」に関心を集中し、実際の社会に焦点を合わせない。ホブズ、ルソー、カント、ロールズがこの系譜に該当する）、②実現ベースの比較（現実の制度と現実の行動とその影響から生じる社会的実現に関する比較に基づくアプローチ。コンドルセ、アダム・スミス、ベンサム、マルクス、ミルが該当する）、という二つの異なる考え方が存在することを提

示した。センの立場は後者に該当する（Sen 2009=2011：37-40）。

センによると「先験的アプローチ」には、正義の評価にとって適切な原理は複数存在し得るのにも関わらず、限定されがちである、という問題点がある。例えばロールズの「原初状態では『正義の二原理』という組み合わせだけが全員一致で選択される」という仮定は、他にも理にかなった公式が存在し得るのに、それらについて言及せず、排除している（Sen 2009=2011：50, 43-4）。

一方、後者の「比較に基づくアプローチ」は数学的推論を用いる社会的選択理論に属しており、20世紀半ばにケネス・アローによって復活させられた。このアプローチは「完全に公正な社会」を想定するのではなく、不正義を減らし、正義を促進する方法に着目した、実践的な性質をもつ（Sen 2009=2011：52-3, 4）。

②ロールズの正義論の問題点

センはロールズの「正義論」について、慎重に、肯定すべき点を認めつつ、「原初状態」という想定限界などの、問題点も指摘している。センによるとロールズの原理は社会契約の成立を前提としているため、実際の制度を特定するのではなく、実際の制度の選択を支配するルールを特定する。したがって制度の欠陥や現実の世界の不正義に取り組もうとするならば、実際に困っている人々の自由と福祉を高めるためにはどのようにして即座に制度を作るべきか問題を考えなければならない時にも、ロールズの「正義論」では「公正な制度」の設計以外には語られず、制度ができるとそこからは、個人に期待される行動について述べるのに留まっている。正義に基づいた制度設計のためには、「不偏性」が重要であり、不偏性には対象となるグループ以外

の判断も取り入れることができる「開放的不偏性」と、特定の社会や国家の成員が判断の過程に加わり、外部の者は加われない「閉鎖的不偏性」がある。ロールズ自身は偏狭主義者ではないが、既得権益にとらわれないために「原初状態」という想定から正義を特定したため、「開放的不偏性」へのドアを部分的に閉じてしまったのである（Sen 2009 = 2011 : 149, 213-4, 132, 134-6, 140, 191, 198）。

日本のように、リバタリアンが不公正な制度を作る傾向のある国では、ロールズの「正義論」は現実的な要請から乖離しがちである。現実の世界では、完全な「正義論」を目指しても、不完全性は残り続けるのであり、ロールズのように「正義論」において自由に対して過度に優先権を与えると、飢餓や医療を受けられない問題よりも、個人の自由の侵害を重要視するようになり、「格差原理」も、基本財を良い暮らしに変換する能力の多様性を考慮せず、機会を人々が持っている手段のみで判断するため、視野や効力も限られてしまうことになる（Sen 2009 = 2011 : 166, 117-8）。

(2) 潜在能力アプローチと正義、自由

①正義と潜在能力アプローチ

潜在能力アプローチの概要については、既に「第1節 センの理論の再確認」(3)『哲学』や『考え方』としての潜在能力アプローチで要約したため、以下ではそこでの記述と重複しない点についてのみ、取り上げたい。なお「正義のアイデア」では、「ケイパビリティ・アプローチ」という訳語が用いられているが、本稿では用語の統一のため、「潜在能力アプローチ」という訳語を使用したい。

正義や不正義を評価するためには「どの側面に焦点を合わせるか」を決めなければならないが、センは効用や資源ではなく、「何を

選択するか」の自由も含めて、個人が価値を認める理由のあることをおこなう潜在能力に焦点を当てて、正義や不正義を判断することを提唱している。効用に焦点を当てることは「良い暮らしや価値のある暮らしにどれだけ役に立つのか」という観点を重視し、「個人が価値を認める理由のあることをおこなう」意味を軽視した、功利主義的な評価になりがちであり、過度な功利主義は障害のある人を視野に入れない論理の構築につながることもある。潜在能力アプローチによって、社会の支援や介入により障害の不利な条件を和らげることを、「正義の追求で中心的なもの」と位置付けるセンの理論は、功利主義と異なり、社会福祉理論と親和的である（Sen 2009 = 2011 : 335-6, 328, 373-4）。

筆者は「第1節 センの理論の再確認」において、潜在能力アプローチが実証概念ではなく、「哲学」や「考え方」ではないかと述べたが、センは「正義のアイデア」において潜在能力アプローチとは、個人を比較するための情動的焦点を示すものの、情報の特定の使い方や政策決定のための特定の公式までは提案しない、一般のアプローチである、と述べている。また同書の訳者による解説でも、センは潜在能力や機能のリストを示すこと自体が先見主義的であり、必要がない、と考えており、潜在能力や機能に何が含まれるかは、それぞれの社会での議論による、という見解が述べられている。黒崎卓も潜在能力のリスト化について、センは「魔法の公式は存在しない」と述べており、違いを無視した集計化は誤った結果に導くため、公の場での議論と理解に基づく合意形成が必要だと考えていることを紹介している。潜在能力アプローチとは、「我々が価値を認める理由のあるもの」という観点から、互いに比較し、判断することのできる諸機能の組み合わせを達成す

る能力であり、目的を達成するための手段よりも自由に着目するものなのである（Sen 2009=2011：336-9, 590, 黒崎 2004：92-3, 100）。

②潜在能力アプローチと自由

センが『不平等の再検討—潜在能力と自由』で以下のように記述したのは、自由の不平等と不正義の関わりという意味で、「正義のアイデア」への予兆であったのかもしれない。

「基本財や資源を、『機能やその他の成果の様々な組み合わせ』から選択する自由へと変換する能力には、個人間で差が生じるので、たとえ基本財や資源の保有が平等であっても、人々が享受している実際の自由は深刻な不平等を伴っているかもしれない。この文脈における問題は、このような自由の不平等は、『正義の政治的構想』の理念と両立できるかどうか、である」（Sen 1992=1999：125）

資源や基本財を中心としたアプローチでは、「目的の達成」と基本財や資源という「手段」に着目するが、潜在能力アプローチは目的だけでなく、能力の違いによっても「目的の達成」に差が生じるため、潜在能力に基づいて正義を評価する場合には、資源や基本財という「手段」だけではなく、能力の違いも視野に入れて、価値ある生き方を選択する自由の享受に着目しなければならない（Sen 1992=1999：130, 125）。ここから前述のような、目的、手段、「個人の自由や選択の機会」を反映する潜在能力、それらと結びついた機能、帰結としての目的の達成（生活の良さ）、という関連が導き出される。

前述のように、潜在能力アプローチは「目的」、「手段」、「機能」、「帰結」と関連しつつ、「自由」に着目する。「正義のアイデア」では

自由に価値がある理由を、「機会の側面」（より自由ならば、目標や価値を認めるものを追求する機会がより多く開かれる）と、「過程の側面」（選択の過程自体に重要性を認める）から説明し、潜在能力のなかに機会の自由と過程の自由が含まれることを示している。「自由の侵害」については「帰結」や達成では問われず、選択しうる機能の組み合わせや実現可能な機能の組み合わせ、実際に選択される機能の組み合わせ、実際に達成される機能の組み合わせが含まれるのにとどまる。一方、潜在能力アプローチでは、「自由の侵害」や「個人の機会」は重要な課題である（Sen 2009=2011：331-2, 342, 424）。

潜在能力に基づいた正義の理論においては潜在能力の平等が重視されるが、潜在能力の平等の要求が他の重要な配慮と衝突する場合には、潜在能力アプローチも自由の一つの側面であるため、潜在能力の平等の要求を貫徹しないこともある。この点は、自由と多元的正義を尊重するセンらしい記述である。潜在能力に基づいた正義の理論においては、機会の平等や効率性に加えて、「過程の公正さ」も求められる（Sen 2009=2011：423-4）。

センは「正義のアイデア」において、上述のような考察を潜在能力アプローチに加えつつ、従来から提唱していた「福祉の自由（福祉を促進する自由）」と「エージェンシーの自由（追求する理由があると考える価値や目標を促進する自由）」から、潜在能力アプローチを説明している（2009=2011：414）。

③平等と自由の多面性

自由を適切に理解するためには、行動の自由と結果の性質の両方を考慮しなければならず、正義の理論には自由と平等の双方に考慮する「複数性」も含まれる。例えば「富の平等」の主張への批判は、ある変数（富）に関

する平等が他の変数（自由）に関する平等を侵害している、という論理に基づいており、「なぜ平等か」ではなく「何の平等か」が議論の焦点となっている。しかし分配上の判断には「個人の優位性」以外の要件もあるため、センは平等をただ一つの視点から理解することに懐疑的である（Sen 2009=2011: 452, 422, 425）。

センはまた、自由についても「潜在能力」だけに収斂させるのではなく、「多面的」なものとして理解している。そもそも「機会」や「過程」のなかにも、自分で選択でき、「直接的コントロール」が可能なものもあれば、それを超えて他者の助けが必要になり、「間接的力」が働いて初めて達成されるものも含まれる。「一般的な潜在能力」には後者のような他者の力を借りた場合も含まれるが、潜在能力の「自由」を「他者の力を借りない状態」や「他者に干渉されない状態」に限定すると、「一般的な潜在能力」は自由に該当しなくなってしまう。「他者の力を借りないこと」を強調し過ぎると、「できるのか、できないのか」が過度に問われ、潜在能力について論じる意義が乏しくなるため、「他者の力を借りる自由」と「他者の力を借りない自由」を併存するものとして認識し、自由を複眼的に理解することが重要である（Sen 2009=2011: 430-3, 434-8）。

(3) 共通する要素と選択肢の比較、公共的討議と推論に基づく正義論

①共通する要素と選択肢の比較に基づく正義論

前述のように、センは正義について先験的の制度尊重主義という立場ではなく現実論的にアプローチするため、正義についての判断は、複数存在する考慮すべき理由や重要と見なす価値や関心を調和させることでおこなわれ

る、と考えている。このような複数性は、内部に一致しない考え方を残し、論理的一貫性に欠けると批判されかねないが、センは複数性のなかで明確な結論を得るためには、完全な正義の特定にこだわらず、比較や相対的評価をおこない、「オール・オア・ナッシング」ではなく「どちらがより正義に適っているか」を議論することを提唱している。正義論には、人々が苦しめられている問題と向かい合い、正義と不正義に対して何ができるかを考えることが求められるのである（Sen 2009=2011: 558, 560, 565, 562, 582）。

正義の基準が競合する場合には、様々な選択肢に異なる順位づけがなされるが、そのなかには「共通する要素」と「異なる要素」があり、異なる優先順位と順位付けであっても、「共通する要素」から、いくつかの選択肢を整合的に順位付けることのできる「部分順位」を導き出して、正義を決定することができる。また「部分順位」でも選択肢の間に大きなギャップがある場合には、順位は決めやすくなる。センはこのようにして、様々な理由に基づく様々な順位に共通する要素から部分順位を導き出すことで、公共的討議による精査に耐えうる「正義の理論」を提唱したのである（Sen 2009=2011: 560-1, 563）。

②公共的討議、公共的推論と限界

センは「正義の理論」を導き出す手続きについて、上述のような「共通する要素と選択肢の比較」に加えて、それらを精査する「公共的討議」と「双方向の公共的推論」が有効だと述べている。潜在能力アプローチを用いて評価する際には、孤立した個人の自己中心的な評価にとどまらないための「公共的討議」の役割と、単なる集計主義にとどまらないための「相対的な重要性についての双方向の公共的推論（理由づけ）」が重要である。「公

公共的推論」とはハーバースによって提唱されたものであり、投票と共に、今日の民主主義において重要な役割を果たしている。公共的推論を用いて相対的な重要性を判断し、正義の要件を評価することによって、公共的推論は正義と密接に関係する（Sen 2009=2011：349, 462, 460）。

正義に関する公共的推論は、他者の視点を重視し、他者の利害を配慮することで、偏狭さや偏見から自由になり、関連する原則の検討の幅を広げて、公正さを保つ。このような公共的推論は、国家や地域の境界を越えた広がりを求め、他者に対する公正さが求められる文脈では、合理性には「寛容な内省」とどまらず、他者に対する「理に適った行動」が要求され、他者や他文化、他の主張を正しく取り扱い、敬意と寛容を基礎とする理性的判断が求められる。この場合「公正」とは不偏性の要請であり、センは不偏性の原理の複数性を支持している（Sen 2009=2011：567, 202, 293, 91, 106）。

このように正義に関する公共的推論においては不偏性が重要だが、公共的討議と公共的推論の際に、多様な視点や様々な意見と議論があり、競合する意見の対立点を解決できず、合意に至らない場合もあるため、常に完全な解決が可能なわけではない（Sen 2009=2011：553）。

(4) 人権の実現と理解、共感、コミットメント、議論

①認知から人権の実現へ

それではセンは、「人権」についてどのように考えているのだろうか。センは、人権の妥当性の出発点は、それらの権利の背後にある自由の重要性であり、自由には過程も機会も含まれるため、過程と機会も人権にも関わる、と考えている。そして、特定の自由には

人権と見なされるだけの重要性がある、という主張には、理性的な精査によるその判断の支持が伴わなければならない（Sen 2009=2011：518-9, 525, 543）。

しかし人権は、様々な目的で道徳的にアピールされてきており、「人が人であるという理由だけで持っている」という人権観は、批評家から「そのような権利は存在するのか、それはどこから来るのか」を問われてきた。センは経済的社会的権利や福祉（welfare）権について「権利は義務に係るため、制度化されたときにのみ権利は存在する」という制度化批判から否定する見解に対しては、後述する「不完全義務が考慮されない」という問題点を指摘し、権利を擁護している。また「実行可能性」からの批判に対しても、その批判を認めると、貧しい社会の人の人権は人権の範囲外となる、という問題を指摘し、十分に実現されていない権利であっても権利には変わりはなく、それを正す行動が求められる、と擁護している（Sen 2009=2011：503, 526, 539, 540-2）。

前述の「不完全義務」とは、カントの用語である。センは後藤玲子と共著の『福祉と正義』（東京大学出版会、2008年）の「第1章 民主主義と社会的正義」において、義務には「誰が何をなすか」が正確に特定化された「完全な義務」と、「権利の充足のために人々が適切な援助を提供する」という一般的な形をとり、広く特定化された「不完全な義務」があり、権利としての地位を得るためには、その実現のために関心のある人々が不完全な義務を遂行し、国家や社会に影響を及ぼすことが必要である、と述べている。この不完全な義務には、直接的な援助だけでなく、人々が他者の権利を実現するためにどのような支援が必要かを考え、社会や制度の変化を促進させる、間接的な援助への一般的義務も

含まれる。センによると権利については、「認知」、「実現」、「実行可能性」を区別して考えることが重要であり、「実現」や「実行可能性」が権利の前提であるという考え方は、貧しい社会で経済社会的権利を認めないことを正統化することにつながるため、是認されない。むしろ、権利の実現に向けて変化を促す「認知」の役割が、重要である（Sen 2008：38-9, 40-2）。

②人権と倫理

人権の宣言には、常に不一致の可能性が存在するため、適切な情報と批判的検討、不偏的な開かれた精査に基づいた、倫理的要求が必要である。「他者を支援する義務」の倫理には、「他者の痛みを感じる」ことによる共感があり得る。しかしそこには、「自分が他者の痛みや関心を無視すると、自分も苦しむので、他人を支援するという「共感に基づく自己利益性」も含まれるため、他者支援する理由としては、本質的ではなく、派生的である。「他者を支援する義務」の倫理についてのもう一つの説明は、自分自身の厚生に影響がなくても他人のために何かをする「コミットメント」であり、「他者の自由」を、その重要性と影響、自分のおかれた状況と予想される効果を考慮しながら、理にかなった形で実現できるように考えることが重要なのである（Sen 2009=2011：522, 508, 526, 36-7）。

センの思想をこのようにまとめると、センは現実離れした理想主義者に思われるかもしれない。しかしセンによる以下の記述は、センが冷徹に現実も見極めていることを示唆している。

「特定の人権を主張する者は、その基本的アイデアが、できるだけ広く受け入れられるようにするために活発に活動する

こともできる。もちろん、世界中のすべての人が欲する者に関して完全な合意が得られるとは誰も期待することはできない。例えば、熱心な人種差別主義者や女性差別主義者に対して、公共的討議の力によって、必ずその信念を変えさせることができるという期待はほとんど持てない。ある判断が維持されるために必要なのは、他者がその主張を不偏的基礎に立って精査するとき、そのような権利を支持する議論が一般に高く評価されることである」（Sen 2009=2011：544）

そしてセンは、権利を支持する議論が一般に高く評価されるためには、理解し、共感し、議論するという、共通の人間の特徴が重要であると述べている。「人間の安全保障」においても、人権と「人間の安全保障」は補完関係にあり、人権の宣言は倫理的な要求の表明であって、倫理的な連理が新しい法律の基礎となり得るため、人権の認知と運動、立法化の意義について、記述されている（Sen 2009 = 2011：584, Sen 2004 = 2006：42, 138, 145, 161）。

終わりに

(1) センの正義論の要約

本稿では、「相互扶助」の域に留まらず、制度への「権利性」を視野に入れた地域福祉理論を構築するために、権利の根拠となる「正義論」を探求してきた。その「正義論」とは、特定の福祉国家論や権利論を絶対的な「正義」とみなすのではない、多元的な「正義論」であった。

センの「正義論」とは、抽象的な手続き論ではなく現実論に立脚し、「潜在能力の平等」についての正義、換言すると「自ら機会を選択し、できたはずの行為をおこなう自由」に

ついでに正義の提唱であった。そしてその自由は、目的や手段、機能、帰結も含めて多面的に判断されるものである。

そしてセンにとって、正義の基準は多面的であり、競合する正義の基準のなかで「共通する要素」と「異なる要素」を整理し、選択肢を比較して決定するものである。そのためには、他者の視点や主張、利害を、敬意をもって理性的に正しく取り扱う、公共的討議と推論という手続きが提唱された。

このようにして導きだされた正義が「権利」として認められるためには、人々はその権利を実現充足するためにはどのような支援が必要かを考え、社会や制度の変化を促進させる、という義務を負う。この点は「自治の視点」と共通するかもしれない。そして人々が上述の「考え、変革する」義務を果たすためには、理解や共感、「他者の苦しみを、止めるべき不正」と考える「コミットメント」という動機と、これらの動機の基礎となる「権利の認知」に向けた活動が必要である。

(2) 多元的福祉国家論へのインプリケーション

以上のセンの理論から、筆者は福祉国家論への示唆として、①ニード概念の拡張、②福祉国家と個人との関係、③権利と人権思想としての正義、④福祉国家論としての意義と限界、を得て、そこから「多元的福祉国家論へのインプリケーション（含意）」を学ぶことができた。以下、各ポイントについて述べたい。

①ニード概念の拡張

従来の福祉国家論は、所得から出発して不平等の実態とその原因を明らかにし、平等論を発展させてきた。絶対的貧困や相対的貧困、社会的排除と包摂、ソーシャル・ニード論等は、そのような伝統の成果である。これに対してセンは「何の平等か」という問いによって、所得に

加えて、ケイパビリティという自由の平等を提起し、不平等・平等論を深化させた。伝統的な福祉国家論ではソーシャル・ニードの充足という「帰結」が重視されていたが、センの理論からは福祉的自由に留まらない、行為主体的自由の重要性を学ぶことができた。ただし後藤が指摘した、「個人の主体性と社会的条件」については、さらに議論が深められても良かったように思われる。

②福祉国家と個人との関係

慈善事業は貧困の原因を個人の人格に求め、伝統的な福祉国家論は慈善事業の人格主義を克服するために貧困の原因を「脱人格化」した反面、福祉の利用者を受動的な福祉受給の客体として位置づけ、新自由主義に批判の余地を与えた。その意味では、失業者へのワークフェアやアクティベーションにより、伝統的な福祉国家論の擁護が困難になりつつある今日でも、センによる行為主体的自由の提唱は、新自由主義や「第三の道」とも共存できるのかもしれない。新自由主義の潮流が有力な時代には、国家による福祉の供給を前面に出していた伝統的な福祉国家論は批判にさらされやすい。それに対して、福祉国家を「自由を達成するための手段」として位置付けるセンの理論は、その多元性も含めて、生き残りやすいとも言えるだろう。また「人間の複数性」も、伝統的な福祉国家論では見落とされがちであった。

③権利と人権思想としての正義

センの理論は自由を基軸とするため、新自由主義や「第三の道」と理論的な接点を持ち得るが、自由を基軸とした市民

権から政治的権利、福祉への権利へと発展してきたイギリスの伝統的な福祉国家論や、経済的格差を産み出すような自由を制約する「社会権」を重視する日本の社会事業史とは、理論的な接点を見出しにくい。センの理論から権利を論じようとすると、福祉の給付の水準などの「帰結」と、それを活用するケイパビリティという「自由」の組み合わせにならざるを得ない。その結果、センの理論によるならば、ロールズの「正義論」と同様に、特定の系譜の「人権思想」や「正義」は擁護されず、手続的正義への依存度が高くなるようである。センの理論では、共感やコミットメント等伝統的な福祉国家論でも用いられてきた用語も位置を占めているが、最終的な着地点が「自由」であるため、「誰の、何をする自由」の平等が求められ、人権として語られなければならないのが語られなければ、そこから先に議論が続かない、という難しさもみられる。

④福祉国家論としての意義と限界

このようなセンの知見を参考にすれば、福祉国家（の類型）論は「自由主義的福祉国家」とされるアメリカやイギリスは「帰結よりも自由（の平等）を重視する福祉国家」であり、社会民主主義諸国は「手段や帰結（の平等）を重視する福祉国家」、大陸型の福祉国家は「（多元主義的な）自由と（制度的な）手段・帰結を組み合わせた福祉国家」と言い換えられるかもしれない。福祉国家の目標については、このように論じることができるかもしれないが、財の提供方法や分配の公正基準、システムへの参加資格までは、結論が出ているわけではない。

(3) 日本における平等と自由

日本では「所得の平等」は遠ざかりつつあり、福祉サービスの供給でも民間非営利部門は行政から自由ではなく、サービス量の不足により、利用者の自由も達成されていない。企業による利潤追求の自由が最も尊重され、競争社会で生き残ることが最も重視されている現代の日本において、本論文で述べてきたような「正義」に居場所はあるのだろうか。

その中で「自ら機会を選択し、できたはずの行為をおこなう自由」は、どのようにして正義の主張や基準の一つとして位置を得て、公共的討議と推論のなかで「権利性」を認められる可能性があるのだろうか。「所得の平等」に基づく正義の主張は、豊かな人と貧しい人の所得金額の違いを根拠に不正義を訴えるであろう。筆者はこのような主張を否定するものではない。しかし潜在能力のアプローチから、「所得（金額）の正義・不正義」とどまらず、その所得で苦しむ人が「自ら機会を選択し、できたはずの行為をできなかった不正義」を示し、貧しい人や障害のある人も「条件を整えば、自分と同様に機会を選択し、自らが望む行為をおこなう自由を行使できた」ことを伝えるならば、共感やコミットメントが喚起されやすくなり、本論文で述べてきたような「正義」も、居場所を得られるのかもしれない。

競争社会の中で帰結の平等への支持が弱まった日本では、帰結の平等か自由の平等かを二者択一的に論じる段階というよりは、自由の平等から人権思想や正義論を再構築し、理解を得ていく、という段階にあるのかもしれない。今日、「根拠となる思想的系譜」を掘り下げるべきか、自由の平等についての共感やコミットメントを得る方法を研究すべきなのについても、悩ましい問題である。

【文献】

- アマルティア・セン（志田基与師監訳）「集合的選択と社会的厚生」勁草書房，2000年（Amartya Sen “Collective Choice and Social Welfare” 1970）
- アマルティア・セン（大庭健・川本隆史）訳「合理的な愚か者」勁草書房，1989年（Amartya Sen “Rational Fools-Choice, Welfare and Measurement” 1982）
- アマルティア・セン（鈴木興太郎訳）「福祉の経済学—財と潜在能力」岩波書店，1988（Amartya Sen “Commodities and Capabilities” 1985）
- アマルティア・セン（徳永澄憲・松本保美・青山治城訳）「経済学の再生—道徳哲学への回帰」麗澤大学出版会，2002年（Amartya Sen “On Ethics and Economics” 1987）
- アマルティア・セン（池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳）「不平等の再検討—潜在能力と自由」岩波書店，1999年（Amartya Sen “Inequality Reexamined” 1992）
- アマルティア・セン著（鈴木興太郎・須賀晃一訳）「不平等の経済学」東洋経済新報社，2000年（Amartya Sen “On Economic Inequality (expanded edition)” 1997”）
- アマルティア・セン（東郷えりか訳）「人間の安全保障」集英社新書，2006年（Amartya Sen “Collected Essays by Amartya Sen” 2004）
- アマルティア・セン（大門毅監訳）「アイデンティティと暴力」勁草書房，2011年（Amartya Sen “Identity and Violence” 2006）
- アマルティア・セン（池本幸生訳）「正義のアイデア」明石書店，2011年（Amartya Sen “The Idea of Justice” 2009）
- アマルティア・セン「第1章 民主主義と社会的正義」アマルティア・セン／後藤玲子著『福祉と正義』東京大学出版会，2008年
- アマルティア・セン「第1章 経済・法・倫理」後藤玲子・P. デュムシエル編著『正義への挑戦—セン経済学の新天地』晃洋書房，2011年（Reiko Gotoh, Paul Dumouchel eds. “Against Injustice” 2009）
- 黒崎卓「第3章 貧困・不平等研究におけるセンの貢献」絵所秀紀・山崎幸治編著『アマルティア・センの世界』晃洋書房，2004年
- 鈴木興太郎・後藤玲子『アマルティア・セン—経済学と倫理学』実教出版，2001年